

4 保険

■ 学研災保険と学研賠保険

本学では、学生の皆さんが安心して大学生を送られるよう、教育研究活動中の不慮の事故や、他人を怪我させたり他人の財物を損壊した場合に保険料が支払われるよう（財）日本国際教育支援協会が行う次の保険に加入しています。後援会の負担により加入しますので、各自での加入手続きは不要ですが、後援会の加入手続きが完了していない場合、保険金は支払われません。

	保険の種類 補償範囲・補償金額	学生教育研究災害傷害保険	学研災付帯賠償責任保険
保険金が支払 われる場合 (○印)	①正課中・学校行事中 ②学校管理下での各種活動 (インターシップ、介護体験、実習活動など) *インターシップ等の活動参加者は、事前に 大学に届出が必要	○ 死亡 2,000 万円 後遺障害 120～3,000 万円 医療保険 3 千円～30 万円 (治療日数 1 日目から対象) 入院 1 日につき 4,000 円 (180 日を限度)	○ 対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円限度 (免責金額 0 円)
	③課外活動中(クラブ活動中) (学校施設外の課外活動は、事前に 大学に届出が必要)	○ 死亡 1,000 万円 後遺障害 60～1,500 万円 医療保険 3～30 万円 (治療日数 14 日以上対象) 入院 1 日につき 4,000 円 (180 日を限度)	× (ボランティア活動等を目的として組織され、 大学の承認を受けた団体は補償対象)
	④学校施設内にいる間 (上記以外)	○ 死亡 1,000 万円 後遺障害 60～1,500 万円 医療保険 3～30 万円 (治療日数 14 日以上対象) 入院 1 日につき 4,000 円 (180 日を限度)	×
	⑤通学中・施設間移動中 (①～③への参加目的で、合理的な 経路、方法による移動中に限る)	○ 死亡 1,000 万円 後遺障害 60～1,500 万円 医療保険 6 千円～30 万円 (治療日数 4 日以上対象) 入院 1 日につき 4,000 円 (180 日を限度)	○ 対人賠償と対物賠償合わせて 1 事故につき 1 億円限度 (免責金額 0 円)
	⑥接触感染予防保険金特約 (保健福祉学部、 保健福祉学研究科対象)	臨床実習の目的で使用される施設内で、感染症 の病原体に予期せず接触し、その接触感染に対 する予防措置を受けた場合、1 回の予防措置 対応につき 15,000 円 (定額払い)	
保険金が支払 われない場合		故意、闘争行為、犯罪行為、疾病、天災、 無資格・酒酔い運転、施設外課外活動で危険度 の高い運動を行っている間など	故意、闘争行為、犯罪行為、天災、 無資格・酒酔い運転及び車輛・美術品等 受託物の損壊・紛失・盗難など

【保険金請求手続】

保険事故によって傷害を被った場合（入院、事故による通院〔正課中 1 日目から、通学途上 4 日以上、課外活動中 14 日以上〕）や、賠償責任を負った場合には、速やかに 教学課学生支援班 に報告してください。保険事故が発生したときは損保会社に対し事故通知はがきにより通知する必要があります。事故の日から 30 日以内に通知のない場合には保険金が支払われないことがありますので注意してください。

ご案内

上記保険の補償をベースに、より広く補償が受けられるよう任意で追加加入できる『学研災付帯学生生活総合保険』があります。詳しい内容は 教学課学生支援班 に問い合わせてください。